

同一建物居住者等における診療報酬点数の見直しに関する意見書（案）

本年４月に診療報酬の改定が行われた。この改定には、２４時間の在宅医療の提供等を行うかかりつけ医の評価の新設や、同一建物における同一日の複数訪問の評価の見直し等が含まれるが、在宅医療を行う医療機関、特に病院に比べ規模の小さい診療所の経営にとって厳しいものであるという声が上がっている。

今回の改定のうち、在宅患者訪問診療料、在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料については、同一建物における訪問の点数はそれ以外の場合と比較して４分の１程度の点数に、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料Ⅲについては、同日に２人までの訪問看護の場合は適正な評価が行われたが、同日に３人以上の場合では、２人の場合と比較して２分の１程度の点数に引き下げられることとなった。

在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料は、個々の在宅患者への総合的な医学管理を評価した点数であり、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料Ⅲも、指導、看護を評価した点数であるため、同一建物や訪問件数を基準に点数を大幅に引き下げるのは、著しく不合理である。これでは、同一建物居住者等に必要な診療、看護等を行うことは困難である。

また、国は、在宅不適切事例の適正化のために改定を行ったとしているが、在宅医療を行う医療機関のほとんどは、適切に患者の診療、看護等を行っており、このような診療報酬制度の運用が続くと、真摯に在宅医療を実施している医療従事者の意欲を著しく削ぐことになる。さらに、医療機関の経営に大きな影響を及ぼすことが懸念され、在宅療養を困難にすることにつながり、国が掲げる在宅重視の方針にも逆行することとなる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、同一建物居住者等における診療報酬点数を見直すよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 2 6 年 6 月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
社会保障・税一体改革担当大臣

宛て